



当保険の保険料はご加入者ご指定の個人口座から引き落とすことになっています。口座引き落としの手続きにつきましてはWebでの口座登録設定が必要となります。引き落とし口座の変更の際もWebでのお手続きとなります。

保険期間	令和6(2024)年4月1日午後4時～令和7(2025)年4月1日午後4時の1年間
加入方法	本資料のP.5～7をご参照いただき、加入申込書に必要事項をご記入、ご著名のうえ、加入受付締切日までに福利厚生センター保険部まで保険ご送付ください。
口座登録	加入依頼書到着後、保険会社にて加入依頼書の内容登録(2～3週間程度)後に福利厚生センターより自宅あてに「Web口座振替 お申込み手続きのご案内」を送付しますので、ご案内にしたがって口座登録していただきます。(加入申込完了後にWebで口座振替の設定手続きをする流れになっています。本資料P.2も併せてご参照ください)
加入受付締切日	加入依頼書 令和6(2024)年1月12日(金)到着分まで ※Webでの口座登録手続きの締切日とは関係ありません。
口座引落会社	明治安田収納ビジネスサービス株式会社(以下MBS社)
掛金引き落とし日	月払(初回：令和6(2024)年6月27日(木)) 以降、毎月27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)にお引き落としいたします。 ※引き落としの個別のご案内はいたしませんのでご注意ください。 ※今年度より集金システムの変更に伴い引き去り開始月が2か月後ろ倒しとなります。本資料P.00をご参照ください。
万一引き落としできなかった場合	<1か月分が引き落とし不能だった場合> 保険会社よりご加入者様へご連絡いたします。次回、2か月分の請求がかかりますので、引き落とし前日までに、ご登録いただいた口座にご入金をお願いします。 <2か月連続で引き落とし不能だった場合> 保険会社よりご加入者様へご連絡いたします。以降、口座への請求が停止いたしますので、指定期日までに年度内3月末までの月額掛金(保険料+制度運営費)を一括でお振込みいただきます。 尚、指定期日までにお振込みが確認できない場合は、原則、契約解除となりますのでご了承ください。
その他留意点	<ul style="list-style-type: none"> ●この保険はソウェルクラブ会員向けの保険ですので退職される方は、解約手続きが必要なため脱退予定の2か月前を目途に福利厚生センター保険部へご連絡ください。また、中途脱退についてはお申し出以降2か月後の解約が目的となりますのでご了承ください。 ●ご勤務先がソウェルクラブを脱退した場合、福利厚生センターがその事実を把握した年度以降、本保険制度に加入することはできません。福利厚生センターがその事実を把握した年度につきましては、保険は継続しておりますので中途脱退をご希望の方は福利厚生センター保険部までご連絡ください。ただし、中途脱退についてはお申し出以降2か月後を目途のお手続きとなりますのでご了承ください。 ●取扱金融機関の登録された内容に変更があった場合(例えば、銀行名・支店・口座番号等)は速やかにご連絡ください。 ●口座変更を希望される方につきましては、2か月前の月初めまでにご連絡をお願いいたします。 ●掛金には、ソウェル傷害・入院・がん保険にご加入の場合、ご本人様に月額100円の制度運営費が掛かります。1つの保険にご加入の場合でも、複数の保険にご加入の場合でも、制度運営費は同額の100円となります。

加入者票は加入内容を確認する大事なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向通りの加入内容になっているかどうか確認くださいますようお願いいたします。また、パンフレットには、ご契約上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了まで保管してご利用ください。

この保険は、社会福祉法人 福利厚生センターを契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として社会福祉法人 福利厚生センターが有します。

ご注意 現在ご加入の方につきましては、上記に記載の加入申込締切日までにご加入者の方からの特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

事故報告は下記までTELもしくは加入者票のQRコードで!!

事故受付センター

0120-720-110

受付時間：24時間365日

<お問い合わせ先・代理店> **福利厚生センター 保険部**
〒101-0052
東京都千代田区神田小川町1-3-1 NBF小川町ビルディング10階

お問い合わせはフリーダイヤル(料金無料)

携帯電話からも
ご利用いただけます。

0120-134-666

受付時間：平日 9:00～17:00

23TX-001510 2023年9月作成

別冊 資料

ソウェル傷害・入院・がん保険 (団体総合生活保険) 補償の概要等・重要事項説明書

- 2024年度 お申込み手続き方法変更に関するご案内 … 2
- 団体総合生活保険 商品改定のご案内 …… 3
- 団体総合生活保険の加入対象者、被保険者の範囲… 4

必ずご確認ください

- 加入依頼書記入例 …… 5～7
- ソウェル傷害保険
(傷害補償・個人賠償責任)補償の概要等 …… 8～9
- ソウェル入院保険(医療補償)補償の概要等 …… 9～10
- ソウェルがん保険(がん補償)補償の概要等 …… 11
- 重要事項説明書
〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕 …… 12～14

- ご加入内容確認事項(意向確認事項) …… 15
- サービスのご案内 …… 16
- 告知の大切さに関するご案内 …… 17
- 介護補償特約を付帯されている皆様へ(個別の注意事項) 18～19
- ご加入手続きのご案内 …… 裏表紙

2024年度 お申込み手続き方法変更に関するご案内

新規 お手続きの流れ

従来は加入申込書と口座振替依頼書を同時に郵送していただいていたおりましたが、2024年度より、加入申込書を郵送(STEP①)していただき、加入申込み内容を保険会社で登録後に福利厚生センター保険部よりご案内する書類(STEP②)にてWEBにて口座設定(STEP③)していただくように手続き方法が変更となります。

STEP① 加入依頼書をご記入・ご署名のうえ、福利厚生センター保険部までご送付ください。



STEP② 加入依頼書をお送りいただいてから2〜3週間後に、福利厚生センターよりWEBでの口座登録手続きのご案内をお送りさせていただきます。

STEP③ お手元にご案内が届きましたら、スマートフォンもしくはPCなどからインターネットを利用して口座登録を行ってください。(初回引き去り6月の場合:登録締切5月31日まで)



口座登録が完了されましたら、全てのお手続きが完了です!
加入者票の到着までお待ちください。

重要

2024年度より保険料の引き去りについて変更がございます。詳細については下記をご確認ください。本資料の最終ページ(ご加入手続きのご案内)もご参照ください。

【月々の引き去りについて】 ●=口座引き去り

▶新規にご加入者される方

引き去り開始月 2024年6月引き去り開始

4月	5月	2024年 6月 (1回目)	7月	8月	...	2025年 5月 (12回目)
-	-	●	●	●	●	●

6月より保険料の引き去りが開始いたします。

▶既にご加入者されている方

引き去り開始月

2023年 4月 (1回目)	5月	6月	7月	8月	...	2024年 3月 (12回目)
●	●	●	●	●	●	●

引き去り開始月

4月	5月	2024年 6月 (1回目)	7月	8月	...	2025年 5月 (12回目)
-	-	●	●	●	●	●

引き去り開始月が4月⇒6月に変更となります!

【解約時の引き去りについて】(例) 6月1日で解約した場合

従来(5月まで口座振替)

2023年 4月 (1回目)	5月	6月	7月	8月
●	●	-	-	-



変更後

2024年度以降(7月まで口座振替)

4月	5月	6月	7月	8月
-	-	●	●	-

引き去り開始月が2か月後ろ倒しとなっているため、解約後も保険料が2か月引き去りされます。

加入申込後にお届けする帳票について

- 2024年3月頃 加入者票をご自宅に送付いたします。加入内容をご確認ください。
- 2024年10月頃 控除証明書をご自宅に送付いたします。
既加入者：23年1〜3月+6〜12月の計10か月分の保険料を記載いたします。
新規加入者：23年6〜12月の7か月分の保険料を記載いたします。
※変更等があった場合は記載内容が変更となる場合がございますのでお含みおきください。
- 2024年11月頃 次年度募集に向けて更新案内をご案内させていただきます。

必ずお読みください

団体総合生活保険の2024年4月1日以降始期契約のご加入者様

2023年11月

東京海上日動火災保険株式会社

団体総合生活保険 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。現在ご加入いただいております団体総合生活保険について、2024年4月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容をご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、保険料等が変更となる場合がございますので、募集パンフレットおよび加入依頼書等を併せてご確認ください、ご不明な点や詳細につきましては代理店または弊社までお問い合わせいただけますようお願い申し上げます。

敬 具

主な改定点

○印のある補償について、下記のとおり改定いたします。

変更する補償					変更する補償			
					① 医療補償	② がん補償	③ 介護補償	④ 賠償・財産・費用に関する補償
変更する補償					改定項目		概要	
①	②	③	④					
		○		保険料の改定		直近の保険金のお支払実績等を踏まえ、介護補償の保険料を改定します。		
			○	付帯サービス「認知症アシスト」の利用対象拡大		現在は「年金払介護補償特約」をセットしている場合のみ提供している「認知症アシスト」について、「介護補償基本特約」がセットされていれば、「年金払介護補償特約」をセットしていない場合も対象とします。		
			○	「個人賠償責任保険特約」等における約款文言の明確化および保険の対象となる物の改定		約款上「保険の対象に含まない物」としている「携帯型通信機器」および「携帯型電子事務機器」について、該当する機器が分かりづらいとの声を踏まえ、機器を限定列挙する方式に変更します。また、分かりやすさの観点から、仕様(自発的通信機能の有無)により補償対象が否かが異なっている機器について、取扱いを統一します。取扱いを統一する主な機器は以下のとおりです。 ●補償対象とする機器：デジタルカメラ、スマートウォッチ、無線機 ●補償対象外とする機器(*1)：ハンディターミナル、POS端末、音声翻訳機 <対象特約> 個人賠償責任補償特約、個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約 (*1)携行品特約、住宅内生活用動産特約、個人賠償責任補償特約については、従来より補償対象外です。		
			○	「個人賠償責任保険特約」等における免責事由(保険金をお支払いしない場合)の改定		「保険金をお支払いしない場合」として規定している「土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害」に、「土地の振動等によって生じた損害」を追加します。		
○	○			「がん」の診断確定に関する規定の明確化		「がん」の診断確定について、現在は病理組織学的所見が得られない場合のみその他の所見による診断確定を認める旨規定していますが、細胞学的検査等その他の検査による診断確定が一般的ながんもあるため、合理的な理由がある場合はその他の所見による診断確定も認めることを約款上明確化します。 <対象特約> がん補償基本特約、医療補償基本特約・三大疾病・重度傷害一時金特約(医療用)、団体長期障害所得補償基本特約・治療と仕事の両立支援特約(三大疾病用)		

このご案内は、2024年4月1日以降始期の団体総合生活保険の改定の概要を記載したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

加入対象者

この保険に、「保険の対象となる方(被保険者)」「ご本人」*1としてご加入いただける方(=加入対象者)は、下記のとおりです。

	本人型	家族型補償(本人型以外)		
		傷害補償	医療補償、がん補償	個人賠償責任
①ソウェルクラブ会員	○	○	○	○
② ①の方のご家族	配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟	○	×	○
	①の方と同居されているご親族	○	×	○

※ソウェル入院保険、ソウェルがん保険では、加入対象者およびご家族の加入対象年齢を設けています。下表でご確認ください。

プラン	補償の型	加入対象年齢*2	
ソウェル入院保険 (以下、医療補償)	本人型	満5歳以上満70歳以下	
	本人・配偶者型 本人・配偶者・子供型	「ご本人」*1 の対象年齢	男性:満18歳以上満70歳以下 女性:満16歳以上満70歳以下
		「配偶者」*3 の対象年齢	「ご本人」*1の年齢+5歳以下の方*5 ※新規ご加入時は 男性:満18歳以上満70歳以下 女性:満16歳以上満70歳以下
ソウェルがん保険 (以下、がん補償)	本人・配偶者型 本人・配偶者・子供型	「配偶者」*3 の対象年齢	「ご本人」*1の年齢+5歳以下の方*5 ※新規ご加入時は 男性:満18歳以上満70歳以下 女性:満16歳以上満70歳以下
		「子供」*4 の対象年齢	「ご本人」*1のお子様で満23歳未満の方*5

- *1 上表(加入対象者)の範囲に該当し、かつ加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)」「ご本人」として記載された方をいいます。
- *2 団体契約の始期日時時点の満年齢をいいます。
- *3 上表「配偶者」*3の対象年齢の範囲に該当し、かつ加入依頼書等に「配偶者」として記載された方をいいます。配偶者が死亡した場合や離婚等の理由によって「ご本人」*1の配偶者でなくなった場合には、その事実が発生した時をもって保険の対象ではなくなります。
- *4 「ご本人」*1のお子様のうち、上表「子供」*4の対象年齢の範囲に該当する方をいいます。また、ご加入後、新たに出生されたお子様は自動的に保険の対象となる方に含まれます。お子様が保険期間中に満23歳となった場合は、その保険契約の満期日をもって保険の対象ではなくなります。満23歳になったお子様を引き続き保険の対象としたい場合、翌年度のご加入は、「加入対象者」の内容にかかわらず、「本人型」または「本人・配偶者型」で更新ください(「本人型」または「本人・配偶者型」で更新をされる場合には、新たに健康状態等の告知が必要になる等、新規にご加入いただく場合と同様のお取り扱いとなりますので、ご注意ください)。翌年度のご加入のご検討において、引き続き保険の対象に含まれる満23歳未満のお子様についても、その人数によっては「本人型」でご加入いただくほうが保険料がお安くなる場合がありますので、ご注意ください。また、戸籍上の異動により「ご本人」*1のお子様でなくなった場合は、その事実が発生した日をもって保険の対象ではなくなります。
- *5 「ご本人」*1の年齢*2が満70歳を超えた場合は、「配偶者」*3、「子供」*4についても、その年齢*2にかかわらず、更新のお扱いはできませんので、ご了承ください。

保険の対象となる方の範囲

※家族タイプの補償(本人型以外)では、「ご本人」*1のほか、ご家族の方も保険の対象となる方に含まれます。

[傷害補償・個人賠償責任]	本人型	家族型
「ご本人」*1	○	○
「ご本人」*1の配偶者	—	○
「ご本人」*1またはその配偶者の同居のご親族	—	○
「ご本人」*1またはその配偶者の別居の未婚のお子様	—	○

[医療補償・がん補償]*6	本人型	本人・配偶者型	本人・配偶者・子供型
「ご本人」*1	○	○	○
「ご本人」*1の「配偶者」*3	—	○	○
「ご本人」*1の「子供」*4	—	—	○

※保険の対象となる方の続柄は、傷害、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
 ※個人賠償責任は、コースにかかわらず家族型でのお引き受けとなります。また、「ご本人」*1が未成年者または上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含まれます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。)

*6 本人型以外を選択した場合であっても、以下についてはご本人*1のみが補償の対象となります。
 【医療補償の総合先進医療・総合先進医療一時金・がん補償のがん女性特定手術】

【「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説】

- (1)配偶者：婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚姻とは異なります。)
 ①婚姻意思*1を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- (2)親族：6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)
- (3)未婚：これまでに婚姻歴がないことをいいます。

*1 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

加入依頼書のページ構成について

A 補償内容のご確認 現在ご加入の方のみ
現在の加入内容のまま更新する場合の「前年同等プラン」が記載されています

B 告知の大切さに関するご案内
健康状態の告知に関する大切な事項が記載されていますので、必ずお読みください。

C 健康状態告知書(裏面) D ご加入に際して
ソウェル入院・がん保険に申し込む場合はこちらに健康状態を告知、ご署名ください。
! 告知とご署名は **E~H** の加入申込書に複写されますので、**C**健康状態告知書のご提出は不要です。大切に保管してください。

E 加入申込書(本紙)
必要事項をご記入、ご署名のうえ、福利厚生センター保険部まで、ご提出ください。

F~H 加入申込書(控えなど)
新規 加入の方は **E F G**
更新 の方は **E F** をご提出ください。
H はお客様控えとなっておりますのでご提出は不要です。

STEP 1

新規 更新

入院保険・がん保険に加入したい方は、健康状態告知が必要です。

C 健康状態告知書

更新の方で増額やタイプ変更したい方は告知が必要となります。

■ 被保険者(保険の対象となる方)ご本人の告知、ご署名

1 ソウェル入院保険はA記載の質問1~2、ソウェルがん保険はB記載の質問1~2について○をつけてお答えください。

2 告知日をもれなくご記入ください。

3 被保険者ご本人がご署名ください。被保険者本人が満15歳未満の場合には親権者・後見人等の代表者1名が全員の合意をいただいた上で、被保険者に代わってご署名ください。
(例) 福利太郎 親権者 福利花子

質問3については告知不要です。

加入依頼書記入例(本人型)

STEP 2 **新規**の方 STEP1で告知に問題がない方および傷害保険にご加入の方

E 加入依頼書

※ご加入のタイプ、がん保険金受取人氏名を訂正される場合には訂正印が必要です。

書類記入箇所

6 傷害保険に加入される場合(除く交通事故等限定プラン)「職業・職務(3桁コード)」「傷害補償・職種級別」一覧表

介護従事者	「職業・職務」990(具体的な内容を記載してください。),「傷害補償・職種級別」A
事務職	「職業・職務」010、「傷害補償・職種級別」A
営業職	「職業・職務」020、「傷害補償・職種級別」A

* 詳細は、「加入依頼書」のDページ、本「別冊資料」のP.15をご覧ください。

1 ご記入日を記載ください。

2 ご加入のお申し込みをされる方(ソウェル会員様)の情報(住所、氏名、会員番号など)をご記入ください。

3 ご加入のお申し込みをされる方ご本人がご署名ください。

4 1 新規に加入に○をしてください。

5 被保険者様(保険の対象となる方)の情報をご記入ください。(氏名・性別・生年月日・ご住所・加入者から見た続柄)ご加入者と同じ場合は「ご加入者と同じ」に○をおつけください。

6

7 ご希望のタイプをご記入ください。

8 保険料をご記入ください。

【更新の方はP.7をご覧ください。】

STEP 2 **更新**の方 申込書の内容に変更がある方

E 加入依頼書

※がん保険金受取人氏名を訂正される場合には訂正印が必要です。

書類記入箇所

現在ご加入の方は、ご加入内容があらかじめ印字された加入依頼書をお送りしております。

1 ご記入日を記載ください。

2 ご加入のお申し込みをされる方ご本人がご署名ください。

3 いずれかの項目に○をつけてお客様のご希望に沿ってください。

4

5 保険料をご記入ください。

印字された情報やご加入タイプを変更する場合は右記の訂正例の通り訂正ください。(訂正印不要)

印字された情報やご加入タイプを変更する場合は右記の訂正例の通り訂正ください。(訂正印不要)

※印字された情報やご加入タイプを変更後に更に変更する場合は訂正印が必要となります。

更新の方で、「特定疾病等不担保特約」が付帯されている方へ

現在、医療補償にご加入いただいている被保険者の方で、従来の告知内容により【C表(左の「原稿告知内容」)】に該当する疾病が不担保となっている方が、新たな告知により全項目が「いいえ」の場合、再度告知をすることで更新契約から「特定疾病等不担保特約」を削除することが可能です。告知の大切さについては、P.17をご確認ください。

特定疾病等不担保特約付帯有無の見分け方と再告知の方法【加入依頼書】

① 特定疾病不担保特約付帯の有無

② 再告知の方法

質問1~2について告知してください。

二重線で抹消し押印をしてください。

告知日および告知署名ください。

一斉募集のこの時期のみ再告知が可能! 「特定疾病等不担保特約」が削除されることで、補償の幅が広がります。

だから 一斉募集期間中に健康状態の再告知をぜひご検討ください。今年度の一斉募集時に健康状態の再告知をされませんと来年度の一斉募集まで再告知をすることができません。

ソウェル傷害保険(傷害補償・個人賠償責任)補償の概要等

■団体総合生活保険 補償の概要等

〔 保険期間：1年 〕

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表等をご確認ください。

【傷害補償】

■「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。

■「交通事故傷害危険のみ補償特約」をセットされる場合は、「交通事故等」*2により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。

*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。

*2 交通事故等とは以下のものをいいます。

■進行中の交通乗用具*3との衝突、接触等の交通事故 ■進行中の交通乗用具*3に搭乗している間の事故 ■乗客として駅の改札口を入れてから出るまでの駅構内における事故 ■作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との道路通行中の衝突、接触等の事故 ■交通乗用具*3の火災による事故 等

*3 自転車、自動車、電車、バス、航空機、船舶等をいいます(身体障害者用の車いすも含みます。)

保険金のお支払対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※ 1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ
	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※ 1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)(によって生じたケガ ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの 等
	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、お支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※ 入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	<「交通事故傷害危険のみ補償特約」をセットされない場合のみ> ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ 等
手術保険金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りです。*3 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるもの)に限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。) *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	<「交通事故傷害危険のみ補償特約」をセットされる場合のみ> ・グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーン等に搭乗している間に生じた事故によって被ったケガ ・職務として荷物等の積み込み作業、積み卸し作業または整理作業をしている間のその作業によるケガ ・職務として交通乗用具の修理、点検、整備、清掃をしている間のその作業によるケガ ・極めて異常かつ危険な方法で交通乗用具に搭乗している間のケガ 等
通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、お支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※ 入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※ 通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 *1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。	*1 「天災危険補償特約」をセットされる場合は、地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガに対しても保険金をお支払いします。

【賠償責任に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約	国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合 ■日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■電車等*1を運行不能にさせた場合 ■国内で受託した財物(受託品)*2を壊したり盗まれた場合 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。 *2 以下のものは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiフィルター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物 等	・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任*)によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■差押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること ■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 ■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ■受託品の電氣的または機械的事故 ■受託品の置き忘れまたは紛失*4 ■詐欺または横領 ■風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 ■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊 等
		*1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。 *2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。 *3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。 *4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。 *5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

ソウェル入院保険(医療補償)補償の概要等

【医療補償】

病気やケガにより、保険の対象となる方が入院・手術をされた場合等(介護療養型医療施設または介護医療院における入院・手術等を除きます。)に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合	
医療補償基本特約	疾病入院保険金	・病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が疾病入院免責日数*1を超えた場合 ▶疾病入院保険金日額に入院した日数(入院日数-疾病入院免責日数*1)を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数*2を限度(疾病入院免責日数*1は含みません。)とします。 ※疾病入院保険金が支払われる入院中、さらに別の病気をされても疾病入院保険金は重複してはお支払いできません。 *1 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決められた一定の日数のことをいいます。 *2 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決められた一定の日数のことをいいます。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガ*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガ ・精神障害を原因とする事故によって被ったケガ ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガ ・アルコール依存および薬物依存 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ*2*3 等
	疾病手術保険金	病気の治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1を受けられた場合 ▶以下の金額をお支払いします。 ①重大手術(詳細は欄外ご参照) : 疾病入院保険金日額の40倍 ②①以外の入院中の手術 : 疾病入院保険金日額の10倍 ③①および②以外の手術 : 疾病入院保険金日額の5倍 *1 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*22種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。	*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払対象となります。 *3 病気やケガを正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。
放射線治療保険金	病気やケガの治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療*1を受けられた場合 ▶疾病入院保険金日額の10倍の額をお支払いします。 *1 血液照射を除きます。お支払対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。		

ソウェルがん保険(がん補償)補償の概要等

【がん補償】

保険の対象となる方が**がん***と診断確定された場合や、その治療のため入院・手術をされた場合等(介護療養型医療施設または介護医療院における入院・手術等を除きます。)**に保険金をお支払いします。**

この補償については、死亡に対する補償はありません。

がん*と診断確定されたときに、がん*以外の身体に生じた障害の影響等によって、がん*の病状が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

*1 補償対象となる「がん」とは以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」および「国際疾病分類-腫瘍学(NCC監修)第3版(2012年改正版)」に定められた内容によるものとします。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類-腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。

ご注意 初年度契約の保険始期前にかん^{*}と診断確定されていた場合は、ご加入者、保険の対象となる方または保険金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、ご加入は無効となり、保険金をお支払いできません(この場合、お支払いいただいた保険料を返還できないことがあります。)

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
医療補償基本特約	傷害入院保険金 ケガによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が傷害入院免責日数*1を超えた場合 ▶ 傷害入院保険金日額に入院した日数(入院日数-傷害入院免責日数*1)を乗じた額を お支払いします。 ただし、1回の入院について、傷害入院保険金支払限度日数*2を限度(傷害入院免責日数*1は含みません。)とします。 ※傷害入院保険金が支払われる入院中、さらに別のケガをされても傷害入院保険金は重複してはお支払いできません。 *1 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。 *2 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。	(P.9「医療補償基本特約」と同じ)
	傷害手術保険金 ケガの治療のため、保険期間中に 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1を受けられた場合 ▶ 以下の金額をお支払いします。 ①重大手術(詳細は欄外ご参照) : 傷害入院保険金日額の40倍 ②①以外の入院中の手術 : 傷害入院保険金日額の10倍 ③①および②以外の手術 : 傷害入院保険金日額の5倍 *1 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。	

※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。

- ・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
- ・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

※「重大手術」とは以下の手術をいいます。ただし、腹腔鏡・胸腔鏡・穿頭は除きます(「重大手術の支払倍率変更に関する特約」が自動セットされています。)

- ①がんに対する開頭・開胸・開腹手術および四肢切断術
- ②脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術
- ③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸・開腹術
- ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾臓・腎臓の全体または一部の移植手術

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
退院後通院保険金特約	保険期間中に疾病入院保険金または傷害入院保険金が支払われる入院をし、退院した後、その病気やケガによって医師等の治療を必要とし、かつ、以下のような通院をされた場合 ■ 入院の原因となった病気やケガの治療のための通院(往診を含みます。)であること ■ 退院日の翌日からその日を含めて180日以内に行われた通院であること ▶ 退院後通院保険金日額に通院日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院後の通院について、90日を限度とします。 ※疾病入院保険金または傷害入院保険金と重複してはお支払いできません。また、2つ以上の病気やケガのために1回の通院をした場合は、1回の通院とみなし、保険金は重複してはお支払いできません。	(P.9「医療補償基本特約」と同じ)
総合先進医療特約	病気やケガによって保険期間中に 先進医療*1 を受けられた場合(保険の対象となる方が一連の先進医療を受けた場合は、最初に受けた日に保険金支払事由に該当したものとみなします。) ▶ 先進医療にかかわる技術料*2について保険金をお支払いします。 ただし、保険期間を通じて、総合先進医療基本保険金額を限度とします。 *1 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。) なお、療養*3を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養*3は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。) *2 次の費用等、先進医療にかかわる技術料以外の費用は含まれません。 i. 公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用(自己負担部分を含む) ii. 先進医療以外の評価療養のための費用 iii. 選定療養のための費用 iv. 食事療養のための費用 v. 生活療養のための費用 *3 次のいずれかに該当するものをいいます。 i. 診察 ii. 薬剤または治療材料の支給 iii. 処置、手術その他の治療	
	総合先進医療一時金 病気やケガによって保険期間中に総合先進医療基本保険金が支払われる先進医療を受けられた場合 ▶ 10万円をお支払いします。 ただし、総合先進医療一時金のお支払いは、保険期間を通じて、1回に限ります。	

※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。

- ・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
- ・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

【「総合先進医療特約」における粒子線治療*1費用のお支払いについて】

「総合先進医療特約」のお支払対象となる粒子線治療*1について、一定の条件*2を満たす場合に、東京海上日動から治療を実施した医療機関へ粒子線治療*1にかかる技術料相当額を照射日以降に直接お支払いできる場合があります。

事前のお手続きが必要になるため、遅くとも治療開始の3週間前までに《お問い合わせ先》までご連絡ください(医療機関ではなく、お客様にお支払いすることもできます。)

*1 「粒子線治療」とは、重粒子線治療、陽子線治療をいいます。

*2 「一定の条件」とは、以下の条件等をいいます。詳細は《お問い合わせ先》までご連絡ください。

- ・責任開始日から1年以上継続してご加入いただいていること。
- ・粒子線治療*1開始前に保険金のお支払対象であることが確認できること。

※変更・中止となる場合があります。

	保険金をお支払いする主な場合
がん補償基本特約	がん診断保険金 保険期間中に以下のいずれかの状態に該当した場合 ■ 初めてがん [*] と診断確定された場合 ■ この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約)から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがん(原発がん)を治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたとき ■ 原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合 ▶ がん診断保険金額をお支払いします。 ただし、がん診断保険金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限ります。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。
	がん入院保険金 がん [*] と診断確定され、その診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその 治療のため入院(日帰り入院を含みます。) を開始された場合 ▶ がん入院保険金日額に入院期間を乗じた額をお支払いします。 ※がん入院保険金が支払われる期間中、さらにかん [*] 診断保険金の支払事由に該当しても、がん入院保険金は重複してはお支払いできません。
	がん手術保険金 がん [*] と診断確定され、その治療のため、保険期間中に 所定の手術を受けられた場合 ▶ 手術の種類に応じてがん入院保険金日額の10倍、20倍または40倍の額をお支払いします。 ただし、時期を同じくして*12種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみお支払いします。 *1 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
	がん通院保険金 がん [*] と診断確定され、保険期間中にがん入院保険金のお支払対象となる入院を開始し、20日以上継続入院をして、以下の条件のすべてを満たす 通院(往診を含みます。) をされた場合 ■ 診断確定されたがんによって医師等の治療を必要としている期間内に行われた通院であること ■ 20日以上継続入院の原因となったがんの治療のための通院であること ■ 20日以上継続入院の開始日の前日からその日を含めて60日以内(入院前通院期間)または退院日の翌日からその日を含めて180日以内(退院後通院期間)に行われた通院であること ▶ がん通院保険金日額に通院日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の継続入院の原因となったがんの治療のための通院について45日を限度とします。 ※がん入院保険金と重複してはお支払いできません。また、退院後通院期間中に新たに20日以上継続入院をされ、入院前通院期間と退院後通院期間に重複する期間があったとしても、保険金は重複してはお支払いできません。
がん女性特定手術特約 がん [*] と診断確定され、がん手術保険金が支払われる場合において、その診断確定されたがんの治療のため保険期間中に以下の手術を受けられた場合 ■ 乳房切除術(皮膚を切開し、病変部を切除する手術をいい、生検を除きます。) ■ 子宮全摘除術 ■ 両側卵巣全摘除術 ▶ がん女性特定手術保険金額をお支払いします。 ただし、時期を同じくして*12種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみお支払いします。 *1 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。	

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕

団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【マークのご説明】



保険商品の内容を
ご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、
特にご注意いただきたい事項

I ご加入前におけるご確認事項



1 商品の仕組み

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。

この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただきますことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約^{*}1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください[※]。

●個人賠償責任補償特約

- *1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。
- *2 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定

この保険の保険金額は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。
保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ (https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。

医療補償、がん補償、介護補償においては、保険期間の中でご加入者からのお申出による保険金額の増額等はできません。

5 保険期間および補償の開始・終了時期

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金のお支払対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等



(1)保険料の決定の仕組み

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2)保険料の払込方法

払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

(3)保険料の一括払込みが必要な場合について

(※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。)

ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- ①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
- ②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
- ③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
- ④ご加入者の加入部分^{*1}に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合　等



※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生した場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。
ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分^{*1}について、保険金をお支払いできません。お支払いした保険金を回収させていただきますことや、ご加入者の加入部分^{*}を解除することがありますのでご注意ください。

※医療補償、がん補償、介護補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことがあります。その他ご注意いただきたい内容につきましては、「II-1告知義務」をご確認ください。

*1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます(例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。)。

7 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項



1 告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※**告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「III-1 通知義務等」をご参照ください。**

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください(項目名は補償によって異なることがあります。)。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

【告知事項・通知事項一覧】

基本補償・特約					
項目名	傷害補償	医療補償	介護補償	個人賠償責任	
生年月日	－	★	★	－	－
性別	－	★	－	－	－
職業・職務 ^{*1}	☆ ^{*2}	－	－	－	－
健康状態告知 ^{*3}	－	★	★	－	－

※すべての補償について「他の保険契約等^{*4}」を締結されている場合は、その内容についても告知事項(★)となります。

- *1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。
- *2 交通事故傷害危険のみ補償特約をセットされる場合には、告知事項・通知事項とはなりません。
- *3 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。
- *4 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

【医療補償・がん補償の「告知」(健康状態告知書)】

- 告知義務について
保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等其他の方と同じ条件でご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体障害の状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。
- 過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について
東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等にはお引受けできないことがあります。
- 告知が事実と相違する場合
告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日^{*5}から1年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります^{※6}。
 - 責任開始日^{*5}から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。
 - ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません^{*7}(ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。)。
 - *5 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日を入います。

*6 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。

*7 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

<前記以外で、保険金をお支払いできない場合>
前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていくいただくことがあります(例)「現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

④告知内容の確認について
ご加入後、または保険金のご請求等の際、告知内容について確認させていただく場合があります。

2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 保険金受取人

【傷害補償】
死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合^{*1}は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。
死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。
死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが(《お問い合わせ先》までお申出ください。
*1 家族型補償(本人型以外)の場合、保険の対象となる方ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

【がん補償】
保険金受取人を特定の方に指定する場合^{*2}は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(原則として親族の中から、1名を選択してください。指定がない場合、保険金は保険の対象となる方にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。
*2 家族型補償(本人型以外)の場合、配偶者およびお子様は保険金受取人を特定の方に指定することはできません(保険金受取人はその保険の対象となる方ご自身となります。)。

4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

現在のご加入を解約、減額等をすることを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。
・新たにご加入の保険契約に対して告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
・新たにご加入の保険契約の開始始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

III ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等

【通知事項】
加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「II-1 告知義務【告知事項・通知事項一覧】」をご参照ください。

【その他ご連絡いただきたい事項】
●**すべての補償共通**
ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入後の変更】
ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは対象者を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。
ご加入内容変更をいただいでから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

2 解約されるとき

ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。
ご加入内容および解約の条件については、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求^{*1}することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間^{*2}に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
*1 解約日以降に請求することがあります。
*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約

注意喚起情報

傷害補償・医療補償・がん補償・介護補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方一人に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4 満期を迎えるとき

【保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合】
●保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。
●東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

【更新後契約の保険料】
保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合】
医療補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことがありますので、ご注意ください。

【更新後契約の補償内容を拡充する場合】
ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにごご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

【保険金請求忘れのご確認】
ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにごご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

【更新加入依頼書等に記載しているご加入者(団体の構成員)の氏名(ふりがな)、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただけますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入内容を変更されている場合】
ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

IV その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い

- 保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報 を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)(ご契約者およびご加入者に対して提供すること)
詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故致致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求その他の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いませぬ。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効となります。
●がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効となります。
①この保険が継続されてきた最初のご加入(初年度契約といえます。)の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合
②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき(その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。)
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただけます。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等



- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償	1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
	1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。
医療補償、がん補償、介護補償		

5 その他ご加入に関するご注意事項



- 東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。

- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、<共同保険引受保険会社について>をご確認ください。

6 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちに「介護補償については遅滞なく、医療補償、がん補償等については30日以内に」《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきますからご対応ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - 印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - 東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求め場合があります。）
 - 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - 高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - 附加給付の支給額が確認できる書類
 - 東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
 - 公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類（介護補償（年金払介護）においては、それぞれの保険金支払基準日において有効な書類とします。）
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるときは、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいらない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。
 - *1 法律上の配偶者に限ります。
- 保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
 - 保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしません。が、保険金のお支払後に、保険の対象となる方（またはご加入者）からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方（またはご加入者）に傷病名等を察知される可能性があります。
 - 保険金のご請求があったことを保険の対象となる方（またはご加入者）が知る可能性がある具体的事例は以下のとおりです。
 1. 保険の対象となる方（またはご加入者）が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合
 2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
 3. ご加入者がご加入内容の変更手続きを行う場合
- 本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。
- 保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
- 賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

事故受付センター（東京海上日動安心110番）のご連絡先は、後記をご参照ください。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等は
パンフレット等記載の《お問い合わせ先》にて承ります。

●一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）



東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

0570-022808 (通話料 有料)

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
(土日祝・年末・年始はお休みとさせていただきます。)

<共同保険引受保険会社について>

※引受保険会社・引受割合につきましては、団体または代理店までお問い合わせください。なお、医療補償、がん補償、介護補償については、東京海上日動単独のお引受けとなります。

引受保険会社
東京海上日動火災保険株式会社（幹事）
損害保険ジャパン株式会社

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動のホームページでご参照ください（ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

東京海上日動のホームページのご案内
www.tokiomarine-nichido.co.jp

事故受付センター（東京海上日動安心110番）

0120-720-110

受付時間：24時間365日

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただけますようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。 万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

保険金をお支払いする主な場合 保険金額、免責金額（自己負担額） 保険期間 保険料・保険料払込方法 保険の対象となる方

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。 また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

確認事項	傷害補償	医療補償	がん補償	介護補償	個人賠償責任
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？	—	○	○	○	—
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「職業・職務」欄、「職種級別」欄は正しくご記入いただいていますか？ ※各区分（AまたはB）に該当する職業例は下記のとおりです。 ○職種級別Aに該当する方：「事務従事者」、「販売従事者」等、下記の職種級別Bに該当しない方 ○職種級別Bに該当する方：「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」（以上、6職種） ※交通事故傷害危険のみ補償特約をセットされる場合には、確認不要です。	○	—	—	—	—
●「複数の方を保険の対象となる方とするタイプにご加入の場合のみ」をご確認ください。 <input type="checkbox"/> 家族型補償（本人型以外）にご加入の場合、お子様が保険期間中に満23歳となった場合は、翌年度の更新契約から、そのお子様は保険の対象となる方の資格を失うことについてご確認いただきましたか？	—	○	○	—	—
●「健康状態告知が必要な場合のみ」をご確認ください。 <input type="checkbox"/> 保険の対象となる方が「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか？ *1 介護補償については、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただくことも可能です。	—	○	○	○*1	—
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？	○	○	○	○	○

3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか？

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。

*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読み替えてください。

サービスのご案内

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承ください。

メディカルアシスト

自動
セット

【受付時間】*1 24時間365日

☎ 0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配*2

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。
*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただけます。

デイリーサポート

自動
セット

【受付時間】いずれも土日祝・年末・年始を除く

- 法律相談 : 午前10時～午後6時
- 税務相談 : 午後2時～午後4時
- 社会保険に関する相談 : 午前10時～午後6時
- 暮らしの情報提供 : 午前10時～午後4時

☎ 0120-285-110

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。
[ホームページアドレス]www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html
※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。
※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

認知症アシスト

自動
セット

【対象となる補償】
介護補償にご加入いただいた場合

脳機能の維持向上に役立つトレーニングから、認知症になった場合のご本人やご家族等を支えるサービスまで、幅広くご提供します。

検索支援サービス

【緊急連絡ステッカー】
[緊急連絡ステッカー]をご希望に応じてお送りします*1。行方不明となった認知症の方を発見した方が持ち物に貼付された[緊急連絡ステッカー]に記載のフリーダイヤルに連絡してIDを入力すると、連絡先等の個人情報を公開せずにご家族等と通話することができます。

*1 ステッカーのお申込みは、保険の対象となる方が医師から認知症の診断を受けている場合に、初年度契約からの連続した保険期間中または補償期間を通じて1回に限りです。ステッカーはフリーダイヤルにて受け付けた日の翌未帰送します。

*2 ステッカーの有効期限は登録から3年2か月です。有効期限後もステッカーをご利用される場合は、(一社)セーフティネットリンケージへご入会いただき、会費等のお支払いが必要となります。



平板名[みまもりあい]で検索。または上記二次元コードでアプリを取得しご利用ください。

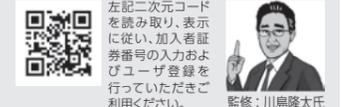
【検索協力支援アプリ「みまもりあいアプリ」】
「みまもりあいアプリ」は、(一社)セーフティネットリンケージが取り組む「みまもりあいプロジェクト」の支援ツールです。ご家族や介護ヘルパー等、認知症の方の行方不明時にご協力いただける方にあらかじめ本アプリをダウンロードしていただくことで、行方不明時に、「検索依頼」と「行方不明の方の情報や顔写真」を一斉送信することができます。配信情報は、アプリ内の発見ボタンを押すことで協力者に発見・御礼通知を配信するとともに消去されます。

*2 「緊急連絡ステッカー」と「検索協力支援アプリ」を使って、外出時の万一の事態(行方不明・事故等)に、地域で助け合える協力者を増やし、見守り合える街を育てる活動です。

脳機能向上トレーニング

(株)NeUが提供する脳機能向上トレーニング(「脳を鍛えるトレーニング」)をご利用いただけます。監修は、「脳トレ」第一人者の川島隆太氏で、長年にわたる脳科学研究の知見を基にしています。本トレーニングは、記憶力や注意力等脳機能の維持向上を目的としたものであり、継続的なトレーニングにより効果を実感することができます。

脳機能向上トレーニング「脳を鍛えるトレーニング」
[ホームページアドレス]
https://tmnf-brain-training.jp



*本トレーニングは医療行為を行うものではありません。
*本トレーニングは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
*お客様のリコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

脳の健康度チェック

パソコン・スマートフォン・タブレットを用いたトランプテストで「脳の健康度」をセルフチェックできるサービス「のうKNOW」をご提供します。保険の対象となる方ご自身にて短時間(約15分)で測定することができ、定期的に脳の健康度チェックに取り組んでいただけます。
*本サービスは診察および診断等の医療行為を行うものではありません。
*本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
*お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

認知症介護電話相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、認知症の対処法等のご相談に電話でお応えします。認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*3」をご利用いただくことも可能です。
*3 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

「認知症の人と家族の会」の紹介

認知症の方またはそのご家族の方に対して、「(公社)認知症の人と家族の会*4」をご紹介します*5。
*4 認知症とともに生きることの支援や、認知症に対する社会的理解を広める啓発活動を行っている法人です。
*5 年会費については、お客様にご負担いただけます。

告知の大切さに関するご案内

告知の大切さについて、ご説明させていただきます。

医療補償・がん補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合*1には、保険の対象となる方(被保険者)について健康状態の告知が必要です。

*1 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書で記入日時時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます(更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。)

※医療補償またはがん補償で家族タイプにご加入される場合には、保険の対象となる方(被保険者)ご本人のほか、配偶者様や満23歳未満のお子様全員についても告知が必要です。

告知書は保険の対象となる方(被保険者)ご自身がありのままにご記入ください。*1
告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。*2

※一括告知制度を採用している場合は、ご契約者が一括してご記入ください。

*1 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。介護補償にのみ(追加)加入される場合で、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族)を保険の対象となる方(被保険者)とするときには、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。

*2 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分については、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けできない場合があります。

お申込み後、保険金請求時等に、告知内容についてご確認させていただく場合があります。



告知いただく内容例は次のとおりです。

- ①入院または手術の有無(予定を含みます。)
- ②告知書記載の特定の病気・症状に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療(投薬の指示を含みます。)の有無
- ③過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける所定の検査の異常指摘の有無 等

※ 告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。

詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

ご注意ください。告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

新たな保険契約への切替の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。

告知すべき内容を後日思い出された場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

医療補償については、支払責任の開始する日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した入院等については、保険金のお支払対象となります。

※お客様控のない加入依頼書の場合は、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。
※インターネット等によりお手続きされる場合は、告知書へ記入することにかえて、画面上に入力してください。また、本資料中の「告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。告知に関するお問い合わせは、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

更新の方で「特定疾病不担保特約」が付帯されている方は、P.7をご確認ください。

東京海上日動火災保険株式会社



ご注意ください

(各サービス共通)

・ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といいます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)*3とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。

・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
・メディカルアシスト、介護アシストの電話相談および認知症アシストは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。

*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

介護補償にご加入の皆様へ

ソウェル入院保険につきましては、平成28年4月1日始期契約より、あらたに「介護補償」の引受をみあわせております。介護補償を付帯されているお客様には、契約更新に際しての注意事項を下記のとおり、ご案内させていただきます。ご不明点等ある場合は、パンフレット最終ページ記載の福利厚生センター保険部までお問い合わせください。

1 補償内容や保険料に関してのご注意事項

「介護補償」の補償内容や保険料は別冊資料P.18、19をご覧ください。補償内容や次年度保険料は、更新申込書のA補償内容のご確認欄でご確認ください。

2 更新に際してのご注意事項

既に介護補償特約にご加入のお客様は、引き続き「介護補償」にてご更新いただけます。契約の更新に際し、前年度と同内容で更新される場合は、更新申込書のご提出は不要です。尚、介護補償の対象となる方の年齢が令和5年4月1日時点で85歳以上になった際は更新できません。また、一度介護補償を解約された場合は、次年度以降、新たに介護補償にご加入頂くことはできませんのでご注意ください。

3 契約内容の変更がある場合の更新申込書の記入方法に関してのご注意事項

別冊資料P.5、7に記載の加入依頼書記入例をご覧ください。

補償の概要

保険の対象となる方が所定の要介護状態となった場合に保険金（一時金）をお支払いします。これにより、公的介護保険制度において自己負担となる自宅改修や介護用品購入等の介護に要する費用に備えることができます。

補償の型

公的介護保険連動型（要介護3） 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた場合に保険金（一時金）をお支払いします。

「公的介護保険連動型」とは

【「公的介護保険連動型」とは】

国の公的介護保険制度に基づく要介護状態の認定を受けた場合に、保険金をお支払いするものです。

【ご参考:公的介護保険制度の特徴】

特徴①：40歳以上の方のみが対象
⇒「39歳以下の方」が要介護状態になった場合は、給付の対象外!

特徴②：40歳以上64歳以下の方は給付が限定的
⇒40歳以上64歳以下の方は「加齢に起因する疾病（16種類の特定疾病）」により要介護状態となった場合のみが給付の対象となり、「加齢に起因する疾病（16種類の特定疾病）以外の疾病」や「ケガ」が原因で要介護状態となった場合は給付の対象外!

※公的介護保険制度の詳細については、「公的介護保険制度とは」をご確認ください。

保険金額・保険料

保険期間：1年間 団体割引：20%、損害率による割引：15%
※ご加入口数は1口のみです。

型	本人型								
補償の型	公的介護保険連動型（要介護3）								
タイプ名	OKタイプ								
介護補償保険金額	100万円								
保険料（月払）	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳
	20円	30円	40円	60円	120円	350円	770円	1,790円	3,400円

※保険料は、保険の対象となる方で本人の年齢*1によって異なります。

※保険の対象となる方で本人としてご加入いただける方は、年齢*1が、満40歳以上満84歳以下の方に限ります。

*1 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

公的介護保険制度とは

【公的介護保険制度の概要】

公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく社会保険制度をいい、40歳以上の国民は全員加入し介護保険料を支払う義務があります。これにより、40歳以上の方が介護が必要になった時に所定の介護サービスを受けることができます。

【公的介護保険制度の被保険者（加入者）と受給要件】

公的介護保険制度における受給要件は、下表のとおり、年齢によって異なります。

年齢	39歳以下	40歳以上64歳以下*1	65歳以上
被保険者	被保険者ではない	第2号被保険者	第1号被保険者
受給要件	対象外	要介護、要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病（16種類の特定疾病）による場合に限定	原因を問わず以下の状態となったとき ● 要介護状態（寝たきり、認知症等で介護が必要な状態） ● 要支援状態（日常生活に支援が必要な状態）

*1 公的医療保険（国民健康保険・被用者保険）の加入者である必要があります。

【公的介護保険制度における要介護（要支援）状態区分について】

公的介護保険制度における要介護（要支援）状態区分は、下表のとおり、要支援および要介護に分けられており、さらに、要支援は2つに、要介護は5つに分けられています。

状態区分	状態像	
非該当（自立）	歩行や起き上がり等の日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ薬の内服、電話の利用等の手段的日常生活動作を行う能力もある状態。	
要支援	1	日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。
	2	要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持及び状態改善が見込まれる状態。
要介護	1	要支援2の状態から手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。
	2	要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。
	3	要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。
	4	要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。
	5	要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。

■団体総合生活保険 補償の概要等

保険期間:1年

【介護補償】

保険の対象となる方が、保険期間中に公的介護保険制度に基づく所定の要介護状態の認定を受けた状態となった場合等に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき要介護状態の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

【公的介護保険連動型（要介護3）】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
介護補償基本特約	保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態となった場合	<ul style="list-style-type: none"> 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた要介護状態*1 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた要介護状態 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた要介護状態（その方が受け取るべき金額部分） 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態 無免許運転や酒気帯び運転をしている間の事故により生じた要介護状態 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態 アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態 先天性疾患によって生じた要介護状態 医学的他覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態 この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といえます。）の保険始期時点で、既に被っている病气やケガ等による要介護状態*2*3
	▶介護補償保険金額の全額をお支払いします。ただし、保険の対象となる方1名につき1回に限りです。	<ul style="list-style-type: none"> *1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病气やケガ等による要介護状態についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後開始した要介護状態については、保険金のお支払対象となります。 *3 要介護状態の原因が告知対象外の病气やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。

